

仕様書

第1 件名

「若おかみプロデュースによる、おもてなし島スイーツの開発」実施委託

第2 目的

神津島で採取される天草は、全国1位、2位を競う綺麗な海に育った特産品で、生寒天の原料として常に高品質として好まれている。天草は日持ちがよく、保存食としても重視されるが、加工に時間を要することが難点である。そこで本事業では、島の特産物である天草を用いて、新たな加工方法や食べ方を考案し、宿泊施設のおもてなし力強化の一環として、島内の宿泊施設で提供可能な若おかみプロデュースによる「おもてなし 島スイーツ」の開発を行う。

なお、本事業は、特定非営利活動法人神津島観光協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年9月21日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVBという」）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

- | | |
|-------|---|
| 1月～2月 | 連携協議会の発足（以降毎月一回程度開催）
宿泊施設現状把握調査・若おかみ勉強会メンバーの招集 |
| 3月 | 第一回勉強会 |
| 3月～5月 | レシピ募集 |
| 5月～6月 | 第二回勉強会 |
| 6月～7月 | 制作物の作成 |
| 7月 | 第三回勉強会 |
| 8月～9月 | 評価調査の実施・報告書作成 等 |
| 9月 | 若女将会の発足・制作物のお披露目・ツールブックの作成 |

第6 委託内容

1 連携協議会の運営

本事業において、上記のとおり、企画提案者ほか関係者からなる連携協議会を運営し、必要となる資料の作成及び会議の進行を行うこと。会議を開催する会場の確保も受託者が行うこと。なお、連携協議会は事業期間内に月1回程度を予定している。受託者は、連携協議会開催の都度、東京観光財団及び企画提案者と協議の上、必要な資料を作成すること。なお、連携協議会の実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 特産品開発のための各種調査

① 宿泊施設の現状把握調査等

神津島での宿泊施設にて、特産品開発に資する現状把握調査を行うこと。調査の実施に当たっては、下記の（１）～（３）の要件を満たすこと。

（１）神津島村の宿泊施設、20~30 軒程度を対象に調査を行うこと。

（２）調査内容・手法は提案によるが、特産品開発並びに後述する若おかみ会の設立に向け、「宿泊施設に若おかみが存在するか」「宿泊施設での食事の提供メニュー調査（スイーツやおもてなしの茶菓子等も含む）」「宿泊客の食事に関するニーズ調査」といった包括的な内容を含むものとする。

② 特産品開発のための事前調査

特産品開発及び、若おかみ会の活動に資する、事前調査を行うこと。内容については以下のものとする。

（１）既に販売されている天草を用いたスイーツレシピ

（２）地域団体による特産品開発事業先行事例

（３）他地域で若おかみ会等の団体が行っている先進事例

（４）その他、本事業に資する独自提案による調査

③ ①、②ともに最終的な調査内容については、TCVB、企画提案者との協議の上実施すること。

3 特産物 天草を使用した「島スイーツ」の開発

若おかみよりアイデアを募り、料理専門家のアドバイスを取り入れながら、神津島産の天草を用いた島スイーツを開発すること。島スイーツの開発に当たっては、下記の（１）～（４）の要件を満たすこと。

（１）若おかみ勉強会メンバーの招集

神津島村の宿泊施設に勤務する（20代～30代）若おかみを対象に10名程度メンバーを招集すること。

（２）特産品レシピの開発

① （１）で集まった若おかみより特産品レシピを募集すること。宿泊施設で「おもてなしスイーツ」として提供できるものを想定すること。

② 特産品開発を行うための若おかみ勉強会を3回程度開催すること。

勉強会内容は特産品開発を含む以下の内容を行うこと。

（ア）特産品開発のための各種調査結果を踏まえた課題確認

2で行った特産品開発のための各種調査結果を参加者へ共有し、特産品開発に関わるニーズや神津島の宿泊施設でのサービスや提供メニュー・現状の問題把握等の課題の洗い出しを行うこと。

（イ）特産品レシピの検討（シェフを招き試食会）

前述の①特産品レシピの募集を踏まえ、試食会を行うこと。その際に著名な料理専門家等を招き、アドバイスをもらうこと。

（ウ）レシピの完成

（イ）で行った試食会の結果を踏まえ、特産品レシピを完成させること。

(エ) その他、若おかみ勉強会による特産品開発に資する独自提案

(3) 若おかみ会の発足

次年度以降の特産品商品化や若おかみ達のおもてなし力向上を目的とした、(1)の勉強会メンバーを基とする、若おかみ会を発足すること。

4 ウェブサイト・冊子等の広報PR媒体の制作

契約期間を通じて、若おかみの取り組みの紹介や本地域及び事業の魅力を継続的に発信するとともに、ポスター、チラシ、ウェブサイト等を作成し、広く周知を行うこと。広報手法及び内容は提案によるものとするが、今後も持続的なものとするため、効果的なPR媒体を制作すること。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

5 「～若おかみプロデュースによる、おもてなし島スイーツの開発～ツールブック (仮)」の作成

本事業の効果分析及び課題を通じて得た結果に基づき、次年度以降、企画提案者等が主体となって同様の事例を展開していくための手法をまとめたツールブックを作成すること。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク (Rマーク) を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2016 の印刷物における水準1を満たすこと。

6 報告書類の提出

受託者は、1から4の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要 (件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的)、

事業内容 (基本的に委託内容の項目と一致)、事業スケジュール、事業運営体制 (チャート図等)

2 島スイーツの開発について

3 実施結果

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、都や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成30年1月から平成30年9月までの間、毎月1回以上、TCVB に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVB と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第 12 その他

- 1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は TCVB と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第 13 連絡先及び納品先

(公財) 東京観光財団 地域振興部 事業課
東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階
電話 (直通) 03-5579-2682